

山形県告示第 298 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 4 月 5 日

山形県知事

吉村美栄子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
東根市	計量法施行令 第 10 条第 1 項 に規定する非 自動はかり、 分銅及びおも り	令和 6 年 6 月 3 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	小田島公民館	一般社団法人 山形県計量協会
		同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	大富公民館	
		同 月 4 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	神町公民館	
		同 月 5 日	午前 10 時から 正午まで		
		同	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで	東郷公民館	
		同 月 6 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	東根市役所 (北側車庫)	
天童市		同 月 10 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	高揃公民館	
		同	午後 1 時から 午後 3 時まで	山口公民館	
		同 月 11 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	津山公民館	
		同 月 12 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	天童中部公民館	
		同 月 13 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで		
尾花沢市		同 月 19 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	尾花沢市役所車庫	
		同 月 20 日			
		同 月 21 日			
新庄市		同 月 26 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	新庄市役所第 2 庁舎	
		同 月 27 日			
		同 月 28 日			
最上町		同 年 7 月 2 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	最上町産業振興センター	
舟形町	同 月 3 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	舟形町役場車庫		

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称	
金山町	計量法施行令 第10条第1項 に規定する非 自動はかり、 分銅及びおも り	同	月4日	午前10時30分から 午後2時30分まで	金山町役場	一般社団法人 山形県計量協会
真室川町		同	月5日	午前10時30分から 午後2時30分まで	イベントハウス遊楽館	
大蔵村		同	月8日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大蔵村中央公民館	
鮭川村		同	月9日	午前10時30分から 午後2時30分まで	鮭川村役場 (西側車庫)	
戸沢村		同	月10日	午前10時30分から 午後2時30分まで	戸沢村役場	
鶴岡市		同	月22日	午前10時30分から 午前11時30分まで	由良コミュニティセンター	
		同		午後1時から 午後2時まで	加茂防災コミュニティセンター	
		同		午後2時30分から 午後3時30分まで	湯野浜コミュニティセンター	
		同	月23日	午前9時30分から 午後3時30分まで	鶴岡市農村センター	
		同	月24日	午前9時30分から 午後2時30分まで	出羽商工会本所	
		同	月25日	午前10時30分から 午後3時30分まで	鶴岡市役所車庫棟	
		同	月26日	午前9時30分から 午後2時30分まで		
		同	月29日	午前10時30分から 午後3時30分まで		
		同	月30日	午前9時30分から 午後3時30分まで		
		同	月31日	午前9時30分から 午後2時30分まで		
		村山市	同	年8月5日	午前10時から 午後2時30分まで	
同			月6日	午前10時から 午後3時まで	甌葉プラザ	
同			月7日	午前10時から 午後3時まで		
庄内町		同	月26日	午前10時30分から 午後2時30分まで	庄内町役場立川総合支所 (北側車庫)	
	同	月27日	午前10時30分から 午後3時30分まで	庄内町余目第二まちづくりセンター		
三川町	同	月28日	午前9時30分から 午後2時30分まで	三川町公民館 (農村環境改善センター)		

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
大石田町	計量法施行令 第10条第1項 に規定する非 自動はかり、 分銅及びおも り	同	年9月6日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大石田町役場車庫
鶴岡市		同	月12日	午後1時から 午後3時30分まで	鼠ヶ関公民館
		同	月13日	午前9時30分から 午後2時30分まで	鶴岡市温海庁舎
		同	月17日	午前10時30分から 午後3時まで	藤島地域スクールバス車庫
		同	月18日	午前10時30分から 午後2時30分まで	羽黒コミュニティセンター
		同	月19日	午前10時30分から 午後3時まで	鶴岡市櫛引庁舎車庫
		同	月20日	午前10時30分から 午後2時30分まで	鶴岡市朝日庁舎

山形県告示第 299 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 4 月 5 日

山形県知事

吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機関 の名称
鶴岡市	計量法施行令第 10 条第 1 項に 規定する非自動 はかり、分銅及 びおもり並びに 皮革面積計	令和 6 年 6 月 3 日から 同 年 12 月 20 日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器 の所在場所又は指定 定期検査機関が指定 する場所	一般社団法人 山形県計量協会
新庄市				
村山市				
天童市				
東根市				
尾花沢市				
大石田町				
金山町				
最上町				
舟形町				
真室川町				
大蔵村				
鮭川村				
戸沢村				
三川町				
庄内町				